

家族信託編

家族信託_③ ～信託のメリット～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.2. 6

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託③ ～信託のメリット～

家族信託っていろんなことができそうですね。今回の事例も長男さんがお孫さんにために委託者の想いを理解してきちんと責任をもって受託者のために仕事ができるかにつきますね。



はい、その通りです。信託が機能するかどうかは受託者がキーマンです。家族なので無報酬でもよいですが、契約で報酬を与えることも検討し、とにかく責任をもって委託者の思い通りの行動をする必要があります。



無報酬ですか。それだとちょっと動機付けになりにくいですね。僕だったら家族でも少しは報酬は欲しいですね。



それは家族内のことなので話し合いで決めればよいことになります。長男にも最後の残余財産帰属者として残った財産をもらえるように手当しています。でも贈与税がかかりますが。



契約というのは理解できるのですが、これは家族だけではとてもつくれないうですね。



はい、家族内だけでは契約ができないと思います。家族信託に詳しい専門家にまず相談しましょう。家族信託コーディネーターや家族信託専門士という人は特別に家族信託の組成や契約書作成の専門の研修を受けた人で、そもそも家族信託が最もお客さまの想いを叶える手段として適切かも相談にのってくれます。



家族信託③ ～信託のメリット～

そうなんです。普通に遺言書や相続手続の中で遺産分割協議では解決できない想いがある場合は、家族信託という手段が便利かなと感じました。



委託者の全ての財産を信託財産に入れる必要はなく、ある財産は遺言書で1代限りの相続や遺贈で解決できる場合が多いかもしれません。ただ遺言は死亡してからしか効力がありません。



家族信託はそもそも認知症対策というイメージが強いですね。今日の事例がそうですが、それ以外もできるのです。



そうですね。家族信託＝認知症対策というイメージがありますが、事業承継や収益不動産の管理、ペットの世話、障害のある子供の対策などいろいろ使える制度です。



何か不思議な制度ですね。何でそんなことができるのですか。



通常の相続などは民法に規定されていますが、信託法という法律が別にあって2006年に大改正されてから家族信託ができるようになりましたが、まだあまり普及しているとは言えないです。



本日、是非、知っていただきたいこと

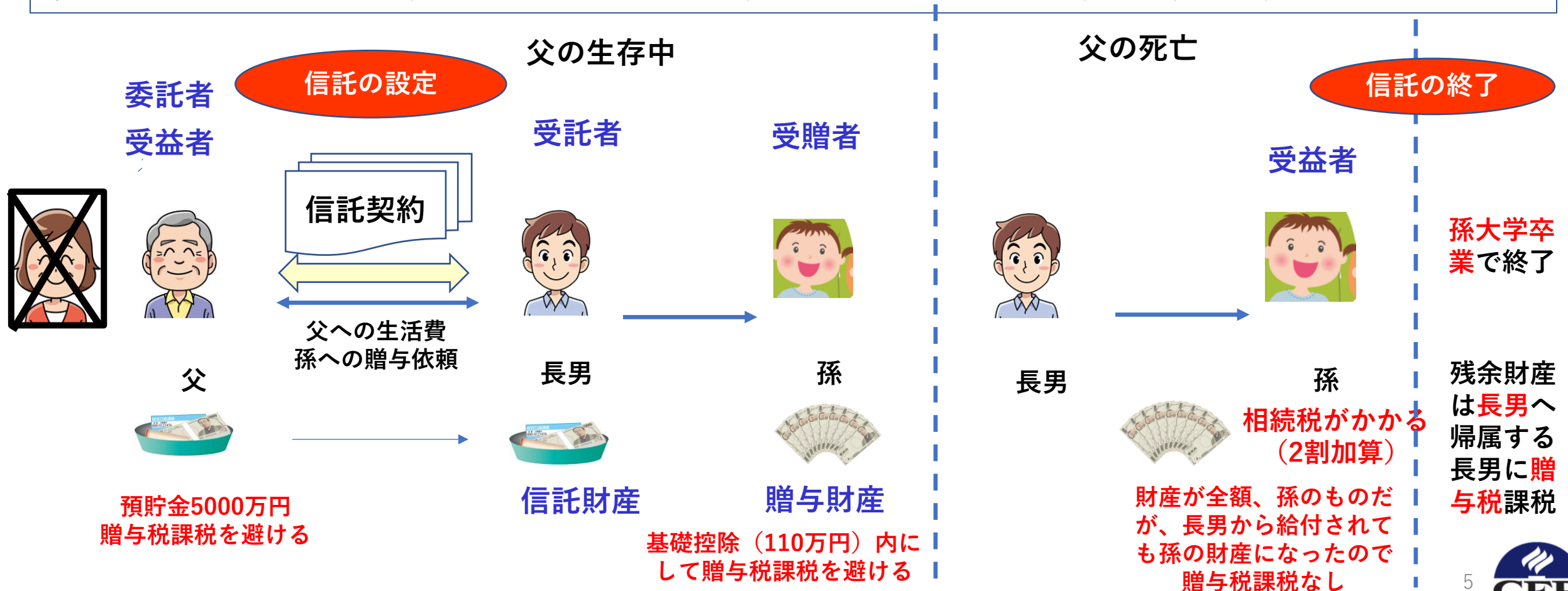
- ✓ 信託を活用するにはまず家族の同意が最も重要です。そのかなえない想いを家族と共有することです。
- ✓ 信託を利用する場合は専門家に相談しましょう。特に契約にする前に綿密に打ち合わせをして設計をする必要があります。信託は長期間に渡りますので、人は想定通りに順番に亡くならない場合に、契約書で工夫が必要になります。
- ✓ 普通の相続ではできないことも信託を利用すればできることがあります。受託者が信託成功のキーマンになります。

事例2 孫へ財産を残してあげたい

設定の背景、想い

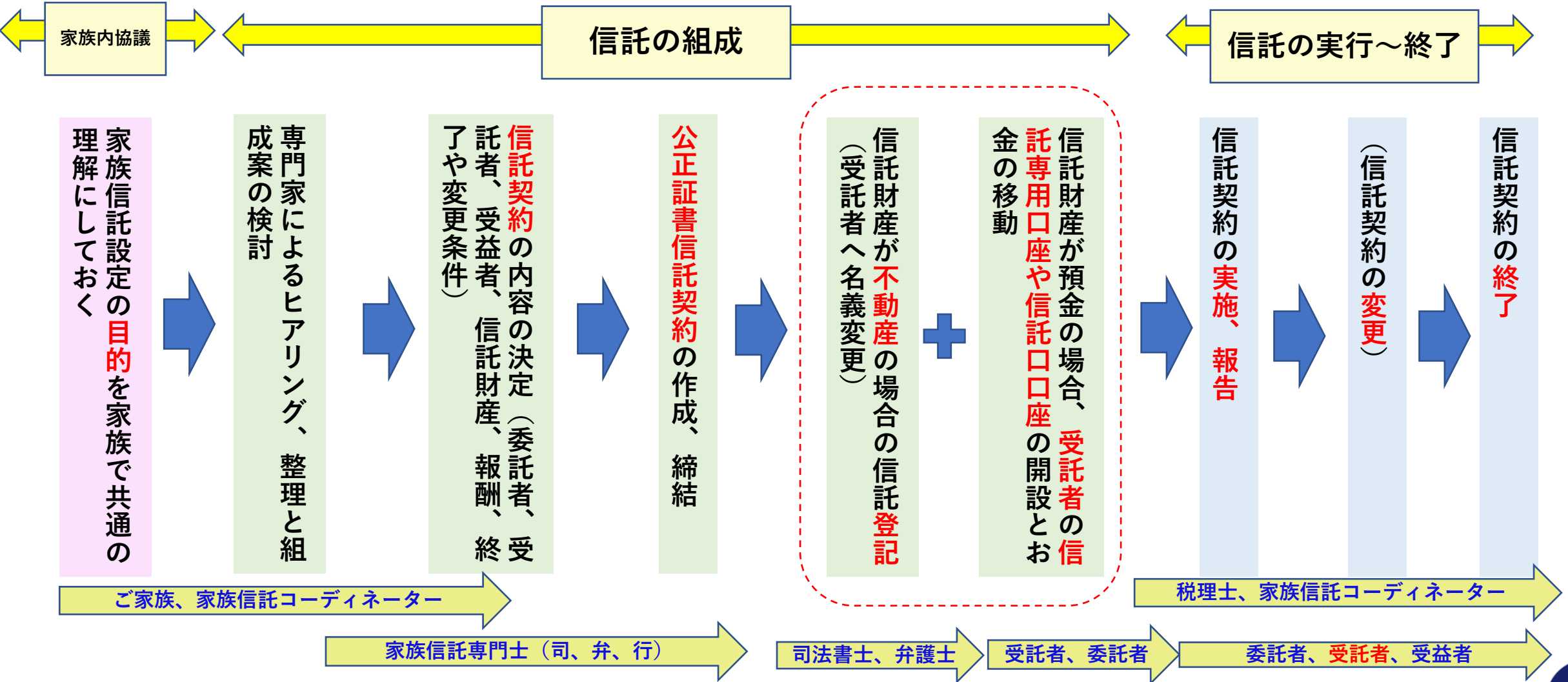
※認知症になると、**預貯金**が下せない、**不動産**が売れない、**リフォーム**できない、**賃貸契約**ができない、**保険金受取り**は**代理人**になります。

- ◆自分（＝父）が認知症になったり、死んだ後も孫に節目ごとに財産を渡したいが、無駄使いもさせたくない。
- ◆お金を渡すタイミングは、毎年の誕生日に20万円、中高大学入学時50万円、就職、結婚、子供誕生時50万円



家族信託組成ステップ

家族内の同意が最も大切です。費用も信託財産の1.2%~2%程度と必要になります。



信託とは何か？ ～信託のメリット 相続v.s.信託～

①信託契約は遺言書のように相続人の協議で変更できません

⇒信託は契約ですので、相続人間の遺産分割で遺言書が無効になることはありません。
つまり、信託契約(印紙200円)は遺言書より優先される個別契約ということです。
財産ごとに**信託契約と遺言書の併用**も可能です。

②財産を個別に選択ができます

⇒相続：被相続人の遺産全部が相続人による遺産分割の対象になります。
信託：遺産全部を対象とする必要はありません。一部の預貯金、不動産とか個別に信託の対象とする財産を選択がすることができます。

③二次相続時でも遺産の分割指示ができます

⇒相続：自分自身が被相続人の場合だけ。(1次相続)
信託：2次相続、3次相続も可能
被相続人死亡 ⇒ 配偶者死亡 ⇒ 子供死亡
(1次相続) (2次相続) (3次相続)
従来の遺言書にはない、受益者を連続して指定できる大きなメリットがあります。

信託とは何か？ ～信託のメリット～

④破産、倒産リスクの回避ができます

⇒相続：被相続人の借金は、放棄や限定承認しないと相続人が継承されます。

信託：信託財産は**委託者や受託者の固有財産とは切り離して管理されます。**

従い、受託者、委託者の破産、倒産の場合、信託財産が借金の型としてとられることがなく、信託財産が守られます。（倒産隔離機能）従い、委託者の死亡による口座凍結がありません。但し、受益者の信託受益権に対しては、受益者の債権者は差し押さえができます。

⑤受益の時期、期間を変更は可能

⇒相続：相続発生時点で相続人が遺産を取得して終了します。（10か月以内に申告が必要です）

信託：受益者が給付を受ける時期を相続発生時点の前後に移動させたり、受ける時期を一定の継続的期間に変更できます。つまり、信託の開始と終了を契約で定めます。

⑥財産の管理者や処分者の変更が可能

⇒相続：遺言書等による相続時点の遺産分割で終了します。

信託：賃貸アパート等、管理・処分者を委託者から受託者に変更できます。

例）相続前に、高齢や認知症になったり、障害のある子への財産管理の不安対策に有効です。

Thinking time !

家族信託を少し理解してみましょう。

手続

- ・ 家族信託をやろうと思ったら、目的はしっかりと定めていますか。
- ・ 家族信託は誰に相談しようと思いますか。



相続との違い

- ・ 相続と信託の違いをいくつかあげられますか。
- ・ 貴方が達成したいこと（目的、目標）は遺言書だけでできますか。または、信託を活用する方がよいと思いますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

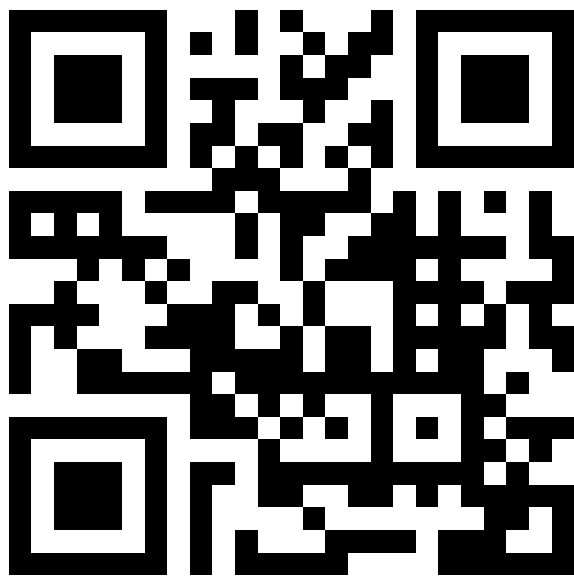
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

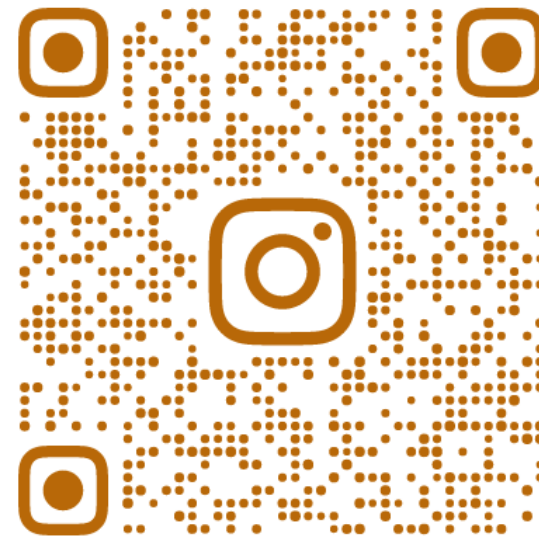
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN